

タウンミーティング

町長と
語ろう

テーマ 「住民参加のまちづくり」

▼問合せ 企画グループ
☎079(435)0356



7月31日(日) 10:00~11:20
駅東自治会 参加者18人

となるのが自治会だと思っ
公の救助が難しいとき、地域
で助け合いながら、地域の
人々を守ってほしい。また自
治会長は地域の要望などを町
に伝え、町の施策を自治会員
に伝えるという役目も担って
いただきたい。そして自治会
のなかでさらにコミュニティ
を深めていただきたいと思っ
ている

Q. 行政で方針はあるが、私
たちの住む地域との橋渡しを
することが自治会組織という
ことですね

A. 行政だけではできないこ
とがたくさんあり、その部分
を担っていただきたい。要望
はできるだけ自治会長を通じ
て行政に言ってもらえるとあ
りがたい

Q. 要望などの意見を言う場
を設けてもらえるのか

A. そちらからの依頼があれば
は応える。要望によってはで
きない理由を自治会長に説明
し、代弁してもらうことも必
要かと思う。わくわく講座で
は、行政のいろいろな分野の
講座を設けている。町職員が
講師として出向いて説明する
ので活用していただきたい

Q. 高架下の山陽電車のフェ
ンスが低く、子どもが近くで
遊ぶのが危ない

A. フェンスがなせ低くなっ
ているか、対応も含め確認し
返事する

Q. 二子の踏み切りを拡張で
きないか。学校の通学路であ
り危険な状態にある

A. 浜幹線事業を最優先に進
めている。取り付け部につい
ては一部用地買収などもして
おり、浜幹線が完成してから
接続する道路を整備していく。
踏み切りは、山陽電鉄からで
きるだけ少なくしたいと聞い
ている

Q. 田中道はいつ完成する予
定か

A. 浜幹線事業が終わってか
ら工事にかかる予定

Q. コープの西側の歩道が狭
く、点字ブロックがあり雨の
時など自転車がすべって危な
い

A. そこは県道で、県に伝え
るが、点字ブロックを撤去す
ることはできないと思う。歩
道が狭いという意見は伝える

Q. 側道から本線に入るとこ
ろの信号に高校生が自転車
で勢いよく曲がってきて危ない

A. 播磨南高校に伝えておく

Q. 通学路が瓜生の交差点を
曲がって大和会館の前を通
る。危ないので大和会館の前を通
らず袋小路の住宅から南に抜
ける歩道をつけてほしい

A. 町は計画的に道路整備を
進めているが、税は全体のた
めに使わなければいけない。
一部の宅地造成の場所だけに
町が道路を作るのは難しく、
また歩道だけにしても整備は
できないだろう

Q. 秋ヶ池の外周道路の白線
が消えかかっている。特にセ
ンターラインが見えない

A. 町が管理しているところ
なので対処する

Q. 住居表示のことだが、町
から一方的に二子4丁目、5
丁目になると通達が、6、
7年前に自治会長単位で話し
合いがもたれ賛成があったと
のこと。当事者の意見を聞か
ず決められたので反対運動を
し、議会で白紙撤回できた。
しかし、町から今回は実施さ
れなかったが計画を進めてい
きたいという文書がきた

A. 街区のことでは自治会長に
確認したら異論はなかったと
いうことで進めたと思う。自
治会長に打診をして自治会員
にもはかっていただき、異論
がなければ次の段階に進めて
いくのが通常のやり方

Q. 町としては二子4丁目、
5丁目の案もっているとい
うことか

A. それは議会で既に決定さ
れたことなので、町としては
できればこのかたちで進めて
いきたい

Q. 二子4丁目、5丁目にな
るのが嫌というわけではない。
当事者の意見を聞かず一方
的に言われたことが嫌だ

A. 議会で街区決定している
ので、町としてはそれを尊重
するとしか言えない。ただそ
の街区の中で住民合意ができ
、こつとしてほしいという要望が
町に上げてこられたら、再度
検討に入らせていただきたい。
白紙にしたのではなく、議決
されたものではあるが、あく
までも住民の方々、地域の意
思は大切に地域での合意
ができない限りは実施するつ
もりはない

平成26年4月以降の新生・転入生から運用する 小学校区が決定しました

▶問合せ 教育総務グループ ☎079(435)0533

播磨北小学校の廃校に伴い導入した播磨町立小学校
区の弾力的な運用は、平成25年度末をもって終了しま
す。

そのため、平成26年度以降の小学校区を見直す必要
があるため教育委員会では「播磨町立学校校园区審議
会」を本年1月に設置し、校区の見直しについて諮問
しました。

審議会を合計4回開催し、「小学校の規模の適正化」
「通学路の安全性の確保」「地域コミュニティへの影響」

「校区の弾力的運用との関係」などの観点から慎重に審
議された結果、5月13日付で教育委員会に校区の見直
しについて答申が提出されました。

この答申内容を基に教育委員会で小学校区を審議し
た結果、平成26年度以降の小学校区を次のように決定
しましたのでお知らせします。

なお、既に小学校に通学している児童の校区の変更
はありません。



変更の内容

播磨小学校区
現在の校区に「蓮池小学
校区の明姫幹線以南を加
えた区域」とします

蓮池小学校区
現在の校区から「明姫幹
線以南を除いた区域」と
します

播磨西小学校区
現行のままとします

播磨南小学校区
現行のままとします

国民年金

免除された保険料を追納すると、満額の年金額に近づけることができます

国民年金の保険料免除期間には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除期間は、年齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

10年以内に追納を

そこで、これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間については、経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の基礎年金に近づけることができます。

しかし、保険料免除期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえでは、免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の

追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。若年者納付猶予期間より前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるかを本人が選択することができます。学生納付特定期間については、先に経過した月が原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。若年者納付猶予期間より前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるかを本人が選択することができます。学生納付特定期間については、先に経過した月が原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。

間と若年者納付猶予期間とは同順位とされています。追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時のそれぞれの保険料月額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。ただし、平成21年度および平成22年度中の免除期間については、この加算はありません。なお、追納した月については、追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金などの受給資格期間や年金額などの計算においては、保険料納付済期間として取り扱われることとなります。保険料を追納するための納付書の発行には申し込みが必要ですので、保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出します。この「申込書」には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して

▼問合せ
保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

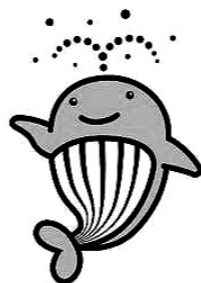
記入することになっています。保険料の免除や納付猶予を受けた期間の確認や記入方法については、年金事務所へお問い合わせください。

▼問合せ
保険年金グループ
☎079(435)2581
加古川年金事務所
☎079(427)4743

追納の申し込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりません。誤って新しい月の分を納めた場合には、保険料が還付されます。また、納付書に記載されています。

http://www.nenkin.go.jp/

まちづくりに役立つ オータムジャンボ宝くじ



オータムジャンボ宝くじの収益金は、販売実績などに応じて都道府県に交付されます。ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

- ▶発売期間 9月26日(月)～10月14日(金)
- ▶当選金 1等前後賞合わせて2億5千万円ほか
- ▶問合せ (財)兵庫県市町村振興協会 ☎078(322)1151

播磨町こども未来センター

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
☎079(437)4188
- ニコニコの森支援センター(北部子育て支援センター)
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362

平成24年4月入園 幼稚園児募集

- ▼入園該当児 播磨町在住の幼児に限ります
- 3歳児 平成20年4月2日～21年4月1日生まれの幼児
- 4歳児 平成19年4月2日～20年4月1日生まれの幼児
- 5歳児 平成18年4月2日～19年4月1日生まれの幼児
- ▼入園願書の配布 各幼稚園で配布(土・日、祝日は除きます)
- ▼入園願書の受付 10月19日(水)～21日(金) 午前9時～午後4時
- ▼受付場所 各幼稚園(願書受付期間終了後も随時受け付けます)
- ▼保育料など(現行) 入園料なし、保育料年額7万2千円

- 播磨幼稚園 ☎079(437)0729 (宮北1-7-7)
- 蓮池幼稚園 ☎078(942)8328 (西野添2-10-35)
- 播磨西幼稚園 ☎079(435)3265 (北本荘4-5-25)



平成24年度 保育所入所について

保育所では、共働き家庭など家庭で十分な保育ができない保護者に代わり、0歳から小学校入学前までの乳幼児の保育を行っており、入所児童の募集を次の通り行います。

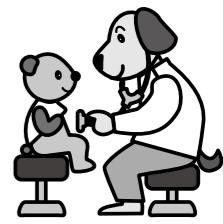
- ▼申込書の配布 10月3日(月)から福祉グループまたは各保育所で配布します。また、播磨町ホームページからダウンロードすることもできます
- ▼受付場所 下表の通り
- ▼提出書類

- ①保育所入所申込書
- ②保護者が家庭で保育ができない状況を証明する書類(勤務証明書など)
- ※平成24年度用書類から様式が変わります。
- ※入所審査を行い、1月下旬以降に結果を通知します。入所資格のある場合でも、定員の関係で入所できない場合があります。

- ▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362
- または、各保育所へ
- ※キュービット保育園の保育時間が変わります。午前7時～午後7時(平成24年4月か

保育所入所申込受付日程表および案内

園名・受付場所	社会福祉法人 蓮池保育園	社会福祉法人 播磨保育園	社会福祉法人 キュービット保育園	社会福祉法人 播磨中央保育園
受付日	10月14日(金) 15:00～17:00 ※当日都合の悪い方や町外の保育所を希望する方は、10月14日(金)～11月25日(金)まで福祉グループで手続きしてください。(土・日、祝日を除く)			
住所	西野添2丁目10-33	東本荘1丁目13-7	北本荘6丁目9-11	南大中1丁目5-13
問合せ	☎078(942)6983	☎079(437)8165	☎079(435)2532	☎079(435)2455
定員	160人	200人	120人	120人
保育時間	7:00～20:00 (延長保育を含む)	7:30～18:00	7:00～19:00 (延長保育を含む)	7:30～18:00
受入れ	生後57日～			
保育方針	「遊びの中から体と心を育てる保育」	「健康で明るい子ども」	「元気な子、明るい子、素直な子」	「健康で明るい子ども」
保育料	同一世帯の父母または扶養義務者の前年分の所得にかかる所得税及び前年度の町民税額に応じて、播磨町保育所徴収金基準表により決定します。入園料(申込金)は不要です。なお、延長保育を受ける方は、別に保護者負担金が必要です。			



子ども医療費助成制度

「子ども医療費助成制度」は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の世帯にある児童を対象に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成する制度です。

播磨町では平成22年4月より小学4年生から中学3年生の入院にかかる医療費の一部を償還払いにより助成しており、安心して子育てできる社会づくりを推進する施策の一環として、大きな役割を果たしています。

10月より通院助成を開始します

子育て世代がより安心して子育てできるよう、「子ども医療費助成制度」の対象が小学4年生から小学6年生の通院にも拡大され、医療保険における自己負担額の1/3が助成されます。(入院助成と対象)

年齢が違いますのでご注意ください)

今回、対象となる方には、8月に申請書を送付しています。申請のあった方のうち該当する方には、9月末頃に支給者証(黄色)を郵送しますので、医療機関を受診する際には必ず保険証と一緒に提示してください。

※申請は現在も随時受け付けています。未申請の方は、早急に申請していただきますようお願いいたします。

なお、転入などで新たに対象となる方は、児童の健康保険証・印鑑・平成23年度所得課税証明書(平成23年1月2日以降に転入された方)を持参のうえ、保険年金グループまで申請してください。申請後、該当する方には支給者証を郵送します。詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください。

	外来(新規)	入院
対象	小学4年生から 小学6年生の年度末まで	小学4年生から 中学3年生の年度末まで
所得制限 基準	町民税所得割税額 23.5万円未満の者	町民税所得割税額 23.5万円未満の者
一部 負担金	定率2割負担	医療保険制度における自己負担額の1/3を助成(病院窓口にて3割負担した後、申請により役場から償還払いとなります) ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金はなし。

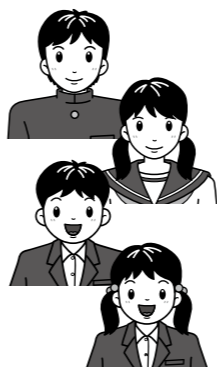
10月からの子ども手当へ

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362
子ども手当の認定請求(月額)が変わります

中学校修了までの児童を対象に支給される子ども手当の月額(月額)が、平成23年10月分(平成24年2月に振込予定)から変わります。支給要件(児童養護施設に入所している子どもなど)の詳細については、国の方針が固まり次第お知らせします。

支給月額		
0歳~3歳未満		15,000円
3歳~ 小学校修了前	第1子 第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※平成23年9月分までは月額13,000円(一律)です。



子ども手当の振り込み

10月期(6~9月分)の子ども手当は、10月7日金に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんので、ご了承ください。

※個別通知は10月中に送付予定です。

※公務員の方は、所属庁で手続きしてください。

北部子育て支援センター 1歳児子育て講座 「絵本タイムを楽しむために」

「いつも持っている絵本は同じ』『車や図鑑の本はこう読むの?』。自分で絵本を選べる年齢になってくると絵本タイムは、お母さんも戸惑うことが多いです。絵本タイムを楽しむための話を聞いてみましょう。

▼日時 11月10日(木) 午前10時~11時15分

▼場所 北部子育て支援センター

▼講師 田中八潮氏

▼定員 先着 20人

※参加希望者が多い場合、田中氏の講座を初めて受講する方を優先させていただきます。

▼対象 平成22年4月2日~平成23年4月1日生の子どものいる保護者

▼託児の申込み この講座は母子分離で受講してください。託児を希望される方は申し出てください(託児定員15人)

▼申込み・問合せ 10月22日(月)午前9時から受け付けます 北部子育て支援センター ☎078(9)44(4)07717

募集! あなたのイメージする「子育て」を漢字1文字で表すとしたら...

漢字はたった1文字でも豊かに表現できます。そんな漢字で、あなたがイメージする「子育て」を表現してください。

▼応募 はがきまたはFAXに①氏名②住所③連絡先電話番号④子どもの年齢⑤漢字1文字⑥その理由⑦広報紙掲載の際に匿名希望の場合はその旨をご記入ください

▼送り先 福祉グループ ☎079(435)0831

〒675-0182 播磨町東本庄1丁目5番30号

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

子育てを漢字1文字で表すとしたら...

匿名希望さんより

「情」 子どもだけでなく何に対してもだれに対しても情を持って接するのは第一歩だと思うのです。

子どもと一緒に外出するなら... 「あつたらいいな、まちめぐり」そのあとはマロママでリラックスしよう!

子ども連れの外出で困ったことはありませんか? オムツの交換場所、トイレ、授乳場所...など。

播磨町の公共施設の「ここになあ」を、アドバイスしてください。オムツ交換台やベビーカーの必要性や設置場所を、子育て中の経験をいかして、もっと子育てにやさしいまちになるように子育て支援のためのひとことをお聞かせください。

そして、子育てについておしゃべりをしながら、アロマ

でほっとしませんか。アロマのおみやげ付きです。

▼日時 10月19日(水) 午前9時~11時30分(町北部方面めぐり)、10月20日(木) 午前9時~11時30分(町南部方面めぐり)

▼行程 午前9時 役場前集合ー町バスで公共施設めぐりー10時30分 中央公民館でアロマ講座ー11時30分解散

※お子さまとの参加もできます。お気軽にご連絡ください。(託児はありません)

※いずれの日程も山下香さん(1級建築士)にアドバイス役として同行していただきます。

▼申込み・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362



野添であい公園のトイレに設置されたオムツ交換台

~ホッと一息 cafeタイム~

これからの播磨町での子育てについて、お茶しながら語りませんか?

そして、町内の「子育てお出かけマップ」を一緒に作りましょう。

▶日時 10月27日(木) 10:00~11:30

▶場所 中央公民館 第2研修室

▶募集人員 30人

▶申込み・問合せ 10月21日(金)までにご連絡ください 福祉グループ ☎079(435)2362

